

6 不服申立ての状況

	17年度からの繰越件数	18年度 諮問件数	平成18年度審査会処理件数			未処理件数(諮問中)	取下げ
			認容	一部認容	棄却		
開示請求	4	22	1	2	4	17	2
訂正請求	3	18	0	1	3	17	0
利用停止等請求	0	0	0	0	0	0	0
計	7	40	1	3	7	34	2

注 1 この表は、平成19年3月31日現在の件数です。

(1)不服申立ての処理状況

整理番号	不服申し立て 年月日	不服申立て事案	実施機関	答申内容
	答申年月日			
1	H17.5.13	「請求者に係る第三者からの問い合わせの手紙、それらに対する回答メール等、回答メール中の記述の根拠となる資料」の非開示決定に対する事案	教育委員会 人材政策室	答申第21号 非開示決定は取り消し、開示、部分開示又は不存在の決定をすべきである。
	H18.5.22			
2	H17.9.30	「処分事由説明書」の非訂正決定に対する事案	教育委員会 人材政策室	答申第22号 非訂正決定は妥当である。
	H18.6.12			
3	H17.5.23	「三重県教育委員会教職員課長あて要求書」の非訂正決定に対する事案	教育委員会 人材政策室	答申第23号 非訂正決定は妥当である。
	H18.7.10			
4	H17.5.23	「要望書が任意に提出されたと判断したことに係るすべての資料」の開示決定に対する事案	教育委員会 人材政策室	答申第24号 開示決定は妥当である。
	H18.8.10			
5	H17.10.12	「要望書に記述のある内容の根拠となるすべての資料等」の不存在決定に対する事案	教育委員会 人材政策室	答申第25号 不存在決定は妥当である。
	H18.8.10			

6	H17.11.24	「請求者に対して退職勧奨を教育長が決裁した文書」の部分開示決定に対する事案	教育委員会 人材政策室	答申第26号 部分開示決定は妥当である。
	H18.9.11			
7	H17.11.24	「人事異動通知書及び処分理由説明書」の非訂正決定に対する事案	教育委員会 人材政策室	答申第27号 審査会が非訂正妥当と判断した部分を除き、訂正すべきである。
	H18.12.12			
8	H18.3.20	「中国残留孤児の肉親調査等に関する書類」の部分開示決定に対する事案	生活保障室	答申第28号 審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。
	H18.12.12			
9	H17.10.20	「ホームページを見た市民からの質問状に対する回答の根拠としている書類等」の不存在決定に対する事案	教育委員会 人材政策室	答申第29号 不存在決定は妥当である。
	H19.1.29			
10	H17.10.24	「校長に提出された異議申立人の退校を求める署名」の部分開示決定に対する事案	教育委員会 人材政策室	答申第30号 部分開示決定を取り消し、改めて不存在決定であることを明示した決定を行うべきである。
	H19.1.29			
11	H17.10.27	「校務検討委員会会議状況及びテープ取り上げに関する陳述書」の非訂正決定に対する事案	教育委員会 人材政策室	答申第31号 非訂正決定は妥当である。
	H19.3.27			